

和子牛生産者臨時経営支援事業の平均価格について
(令和6年1月～3月分)

和子牛生産者臨時経営支援事業実施要綱(令和5年1月13日付け4農畜機第5450号)第3の3の(3)の規定に基づき、下記のとおり令和6年1月～3月販売分の平均価格及び支援交付金の単価を公表します。

今期は、黒毛和種(北海道及び兵庫県を除く。)及びその他の肉専用種について、平均価格が発動基準価格を下回ったため、支援交付金を交付します。

記

(単位:円/頭)

品種・ブロック		発動基準価格	平均価格	支援交付金単価
黒毛和種	北海道	600,000	626,833	-
	東北		545,534	40,800
	本州関東以西・四国 (兵庫県を除く)		570,541	22,000
	兵庫県		882,409	-
	九州・沖縄		549,472	37,800
褐毛和種		550,000	575,914	-
その他の肉専用種		350,000	224,815	18,700

注1:平均価格は、肉用子牛生産者補給金制度の対象となる6ヵ月齢～12ヵ月齢の肉用子牛の取引価格を用い、黒毛和種については要綱別表1に定めるブロック別に四半期ごとに算出し、全国平均に対して著しく高い価格(偏差値70(平均+2標準偏差)以上)となる都府県(今回は兵庫県が該当)はブロック別平均価格の計算から除外します。褐毛和種については全国で、四半期ごとに算出します。その他の肉専用種については、令和5年4月～令和6年3月までの取引価格を用いて全国の年平均価格を算出します。

注2:支援交付金単価は、黒毛和種については、発動基準価格と平均価格の差額(ただし、肉用子牛生産者補給金制度により生産者補給金が交付される部分を除く。)の3/4を、褐毛和種及びその他の肉専用種については、発動基準価格と平均価格(平均価格が保証基準価格を下回る場合は保証基準価格)との差額の3/4を、百円未満を切り捨てて算出します。

注3:支援交付金単価の算出に用いる全ての価格は、消費税込みです。